

総務常任委員長報告



総務常任委員長

湯淺正司

は課長、部長、副市長が評価者となります。課長補佐以下は評価される側となり、課長の評価は部長、部長の評価は副市長が行うという形になります。」と答弁がありました。

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第8号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」

委員より、「追加項目に『職員の人事評価の状況』とあるが、評価は誰がするのか。」との質疑があり、人事係長より、「基本的に

が重要である。」との意見がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「歳入の中の入湯税は、前年とあまり変わりない見込みのようだが、中国や台湾等からの観光客は、著しく増加傾向にあるなか、それでは整合性が取れていな

いのではないか。入湯税に関しては、事業主の自主申告がゆえに、正確な申告がされてい

るのか。」との質疑があり、市民税係長より「たしかに観光統計の数字とは乖離している部分があると認識しております。ただ、阿蘇市の入湯税は、温泉がある旅館を対象としておりますが、観光統計では、温泉がない旅館の観光客数も含まれておりますので、当然、そこで



議案第39号「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」

税務課所管分

委員より「歳入のなかの『滞納繰越分』について、過去からの推移として増加傾向にあ

ります。」との答弁がありました。

また別の委員より、「歳入の中の入湯税は、適正な申告をしていた

例もあり、事業主には、だくよう、適時、注意を促し、正しい納税がなされるよう努めている状況です。」との答弁がありました。

より「市民から税金を徴収するという業務は大変な部分も多いが、納税は我々の義務であるため、是非、頑張つ

う形になります。」と答弁がありました。

委員より、「人を評価するということは難しいもので、評価者の個人的感覚が絶対入らないとは言いきれないと思

うが、評価の項目等は定められているのか。」との質疑があり、

総務課長より「人事評価につきましては、もちろん、評価者が評価を行いますが、まず、自己評価をし、評価者との面談のなかで、自分が頑張ってきたことを伝えながら、お互に

てもらいたい。また、

収納率アップに関して

は、年々、努力の成果が表れてきているといふことで、私個人としても努力を認めたい。」との意見がありました。

総務課所管分

委員より「災害対策費」のなかの阿蘇山上火口監視員に支払われる報酬についてだ

か。」との質疑があり、金額で妥当だと考える

総務課長より「火口監視員2名について

は、本市が直接嘱託職員として雇用してお

り、市の職員2名と合

計4名で、365日常

時2名体制で監視業務

にあたっております。

金額につきましては、

例規に規定する専門業

務職員の報酬をお支払

いしていきます。」との

答弁がありました。

別の委員より「行政

側も、採用する際には

雇用条件を十分理解し

てもらい、さらに納得

されたうえで採用する

こと、また、民間委託

の場合は、雇用先が行

政ではなく民間である

ため、その会社で雇わ

れた方は、その会社の

雇用条件に沿つて業務

を遂行していただくこ

と、そのあたりの認識

が曖昧になると、嘱託

職員の方に対しても行

政側の対応は難しくな

ると思うが。」との意

見があり、総務課長よ

り「委託に関しまして

は、仕様書のなかの契

約の条件を詳細にわた

り提示し、納得いただ

いたうえで入札に応じ

ていただく。また、防

答弁がありました。

別の委員より「私と

非常に危険な場所であり、危険手当

も不十分ということに

疑問を持つ。先般の噴

火の際も、観光客の誘

導等で非常に活躍され

たとのことだが、そ

う危険ななかで仕事

をしているということ

を踏まえ、今後、その

辺りの予算措置を考え

ていく必要があるので

はないか。」との意見

がありました。

取り付け等はできないのか。」との質疑があります。」との答弁があり、「以前、私が事故にあった箇所があるが、そこは急なカーブで、反射鏡が一つしかついておらず、二つないと思うとどうしても見にくく危ないため、区長に要望したところ、一つついているからいいのではないか」と、なかなか納得してもらえず要望が通らない。そういう場合は個人で要望するしかないのではないか。」との意見があり、防災対策室長より「基本は区長が、今後、阿蘇市以外の火山を有する地域において支払われておりますが、防災協のガス監視員につけても、健康状態等を確認し、同じく、契約の条件を提示し、本人の了解を得た上で雇用契約を結んでいくよう努力を徹底するよう努めていきます。」との別



しまうと收拾がつかなくなるということです。一つの基本としまして、地域のことであれば、区域の総意として要望を区長さんを通して、地
域の総意として要望をあげてもらうこと、また、市民の方から直接お話をいただいときは、私たちも現場を一度確認し、緊急性があり必要と判断するものであれば、こちらから区長の方へ、地元から要望があがつていることをお伝えして、区長要望をあげていただきたい形で進めさせていただいており、緊急性のある箇所から対応にあたっています。

このような審議を経た後、討論が行われ、委員より「議案第29号」と同様、医療センターへの繰出金については納得できないので反対である。」との反対討論があり、また、別の委員より、「私は、病床数にしても過大であると考える。したがって、黒字でないといけないというわけではないが、1億から1億5千万円ぐらいの範囲だつたら、公立病院でもあり、賛成しなくてはいけないと思うが、毎年5億円が繰り出されるとなると、企業努力を問われるということで反対せざるを得ない。」との反対討論がありました。

別の委員より「病院経営や運営に関してはいろいろ意見があると思うが、阿蘇医療センターには、公立病院として、市民の皆さんのが安心して診てもらえるような環境づくりが必要であることから、この件に関しては、きちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見があり、財政課長より、「平成18年に作られた第一次総合計画に比べますと、住民向けに公表する情報が非常に増えており、また公表しました。

そのため、挙手による採決を行いました。その結果、賛成多数で、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

議案第54号 「阿蘇市総合計画の期間延長について」

なればなりません。昨年から、予算書等もホームページ上で公表を始めましたが、第一次総合計画の検証結果や、この総合計画につきましても、ある時期にパブリックコメントも必要だと考えております。今後はこの計画につきましても、『現在、こういうことに取り組んで、こういう状況ですよ』というよう

議案第55号 「阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について」

た別の委員からも「私も同じ意見で、『市民の命を守ること』が目的であり、現在、しっかりと見ていかない目で見ていかないと、特に病院に関することは、短期間で黒字になることは難しいと考える。高齢化社会になつて、地域の中核病院として、市民の皆さんのが安心して診てもらえるような環境づくりが必要であることから、この件に関しては、きちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見があり、財政課長より、「今後は、各計画の概要版等を作つて、市民の方々にもわかりやすい形で公表を行つていくよう検討していきます。」との答弁がありました。